データ利用規約

本利用規約は、株式会社クレジット・プライシング・コーポレーション（以下「ＣＰＣ」といいます）が法人・団体向けに提供する第1条に定めるサービスをご利用いただく際の利用条件および権利義務関係を定めるものです。ご利用いただくお客様にはすべての記載内容にご同意いただく必要があります。

第1条（定義）
本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

	用語	定義
1	本サービス	日経メディアマーケティング株式会社（以下「日経ＭＭ」といいます）のＷＥＢサイトに掲示するCPC負債コスト/企業価値マルチプル関連データおよび不動産キャップレート関連データのすべての商品およびＣＰＣが別途定める商品を意味します。
2	顧客	本規約にご同意いただいたうえで代理店の所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、ＣＰＣによって本サービスの利用を許諾された法人・団体を意味します。
3	ユーザー	顧客に所属する個人または顧客の特定部門に所属する個人を意味します。詳細は申込書に記載します。
4	利用料金	本サービスの対価をいいます。
5	本提供コンテンツ	本サービスにおいて提供するコンテンツをいいます。
6	知的財産権	著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権とその他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいいます。
8	代理店	日経ＭＭをいい、ＣＰＣが本サービスの販売業務、利用料金回収業務および顧客サポート業務等を委託している事業者です。

第2条（本規約の適用）
1. 本規約は、本サービスを利用する全ての顧客に適用されます。
2. 顧客は、ユーザーに本規約の内容を遵守させなければなりません。

第3条（本サービスの申込み）
1. 顧客は、本規約に同意の上、代理店の所定の手続きに従いを、本サービスの利用を申し込むものとします。
2. ＣＰＣは、ＣＰＣの基準に従い、顧客の利用申込みを承諾するか否かを判断し、その諾否を代理店を通じて顧客に通知（電子メールを含みます）します。ＣＰＣが承諾のメールを代理店を通じて発信した時点で本契約が成立します。
3. ＣＰＣが利用申込みを承諾しなかった場合、ＣＰＣは、その判断の理由について一切顧客に開示しません。また、顧客は判断の結果に対して異議を述べることはできません。

第4条（利用許諾）
1. ＣＰＣは、顧客に対し、本契約に定める条件で本サービスを利用する非独占的かつ譲渡不能の権利を付与します。
2. ユーザーは、本サービスの利用申し込みに基づくＣＰＣのユーザーに対する利用許諾を前提に、本サービスを利用することができます。

第5 条（本提供コンテンツの利用）
1. 顧客は、本サービスの利用をユーザーによる内部利用に限るものとします。また、顧客はＣＰＣの書面（電子メールを含みます）による事前の承諾なしに、本提供コンテンツおよび本サービスに関する一切の資料の全部もしくは一部またはその複製物を、第三者（顧客の親会社、子会社および関連会社を含みます）に配布、譲渡、刊行、伝達その他有償無償を問わず、また方法のいかんを問わず利用させることはできません。
2. 顧客は、本提供コンテンツを転載・引用する場合、ＣＰＣが事前に提示する条件(https://www.nikkeimm.co.jp/files/user/pdf/cpc/cpc_copyright_20250201_hp.pdf)を遵守して転載・引用しなければなりません。また、ＣＰＣの事前承諾なしで、いかなる形態でも、以下の行為をしてはいけません。

① 本サービスで提供される情報を複製、改変、加工、分割、翻訳、翻案、保存または蓄積すること。ただし、本規約を遵守した利用の際、紙に印刷した情報の保存を除きます。

② 本サービスで提供される情報の全部もしくは一部またはその情報を複製、改変、加工、分割、翻訳、翻案もしくは編集等したものを新聞、雑誌、情報サービス等の各種メディア、各種サイト、メールサービスまたはSNS等に転載したり投稿すること。

3 本条1項および2項で定める利用形態以外で本提供コンテンツおよび本サービスに関する一切の資料の全部もしくは一部またはその複製物の利用を希望する場合、ＣＰＣ社の書面による事前承諾を必要とします。

第6 条（本提供コンテンツおよび本サービスの一部変更）
1. ＣＰＣは、本提供コンテンツをその裁量により随時追加・削除することができます。
2. 顧客は、ＣＰＣが本サービスの質を向上させるためおよびその他やむを得ない事由がある場合、本提供コンテンツまたは本サービスの内容および方式等を変更することがあることに同意します。

第7 条（有効期間）
本契約の有効期間は、本契約成立日から1年間を経過した日の属する月の前月末日とします。

第8 条（利用料金）
1. 本サービスの利用料金は、代理店の本サービスのサイトに掲示されます。
2. 支払方法は請求書に定めます。
3. 顧客は、請求書受領日から1カ月以内に日経に対し利用料金を支払います。振込手数料は顧客の負担とします。
4. 顧客は、利用料金の支払いを遅延した場合、当該遅延金額に対して年14.6パーセントの割合による遅延損害金を代理店を通じてＣＰＣに支払うものとします。
5. ＣＰＣは、代理店の本サービスのサイトに掲示した上で利用料金を変更することができます。

第9 条（知的財産権）
本サービスにおける著作権およびその他の 知的財産権は、ＣＰＣまたは本サービスに 本提供コンテンツ を提供している提携先を含む正当な権利を有する第三者に帰属します。

第10 条（調査・報告）
ＣＰＣは、顧客が本契約に違反しているおそれがあることを合理的な理由に基づき認定した場合、顧客に対し、当該違反行為の有無を確認するために必要な限りにおいて、ＣＰＣが直接または代理店を通じて、顧客に本サービスの利用状況等に関する調査および報告を求めることができ、顧客はこれに応じなければなりません。

第11 条（守秘義務）

1. ＣＰＣ、顧客は、 本契約 に関連して相手方から開示を受けた、秘密である旨の表示がなされた書面、電磁的記録媒体、物品等の有体物による情報（個人情報を除きます。以下「秘密情報」とい います ）を、善良な管理者の注意をもって秘密情報として取り扱い、相手方の事前の書面による承諾なく または法令等に基づく開示の要求によることなく 、 本契約の目的以外に使用せず、第三者に開示し、または漏洩してはなりません。ただし、次の情報は秘密情報に含まれません。

① 相手方から開示を受ける前に自ら保有していたもの。
② 相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたもの。
③ 相手方から開示を受けた後、自らの責によらず公知となったもの。
④ 第三者から 秘 密保持義務を負わず 正当に 知得したもの。

2. 前項に定める秘密保持義務は、本契約終了後も2年間有効に存続するものとします。

第12 条（個人情報）

ＣＰＣおよび代理店は、顧客より受領した個人情報について、別途定める個人情報保護方針に従い適切に取り扱います。

1. ＣＰＣ：https://www.credit-pricing.com/privacy-policy
代理店：https://www.nikkeimm.co.jp/privacy/

第13 条（反社会的勢力の排除）

1. ＣＰＣ、顧客は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当せず、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. ＣＰＣ、代理店および顧客は、相手方が、反社会的勢力もしくは前項各号のいずれかに該当し、または前項の規定に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。ＣＰＣ、代理店および顧客は、当該解除の結果により相手方に損害が生じたとしても、一切賠償しないものとします。

第14 条（解除等）

1. ＣＰＣは、顧客が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、顧客への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの利用を一時停止または本契約を解除することができます。

① 本契約 に違反し、書面にて相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき 。
② 重大な過失または背信行為があったとき 。
③ ＣＰＣの信用を著しく傷つける行為があったとき 。
④ 差押 え 、仮差押 え 、仮処分、競売等の申立 て があったとき 。
⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあったとき 。
⑥ 資本の減少、営業の廃止、資本もしくは営業の重要な変更、または解散の決議をしたとき 。
⑦ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき 。

2. ＣＰＣによる顧客に対する利用停止措置および本契約の解除に関する質問・苦情は一切受け付けません。
3. 本条に基づき本契約が解除され、利用料金が未払いの場合、顧客は、ＣＰＣの代理店を通じた請求に従い、直ちに利用料金を一括で支払わなければなりません。
4. 顧客の債務不履行により、ＣＰＣまたは代理店が損害を被った場合、本契約の解除の有無にかかわらず、顧客は当該損害を賠償しなければなりません。
5. ＣＰＣが本契約を解除したことにより顧客に損害が発生したとしても、ＣＰＣおよび代理店は一切責任を負いません。

第15 条（契約終了）

1. 本契約が終了した場合、顧客は、直ちに、顧客の電子的記憶装置に残っている本提供コンテンツおよびその複製物の利用を停止し、かつ、ＣＰＣの求めがある場合はその報告書を提出しなければなりません。
2. 本規約 第 9 条、 第 11 条第 2 項、第 12 条 、第 13 条第 2 項、第 14条第 2 項乃至第 5 項、本条 および第 20 条 の規定は、本契約終了後も有効と します 。

第16 条（業務委託）

顧客は、ＣＰＣの代理店が 次に定める本サービスにかかる業務をＣＰＣに代わって行うことを予め承諾するものとします。

① 本サービス申込受付およびこれらに類する業務 。
②本サービスの納品に関する業務 。
③利用料金 の請求およびこれに関する業務 。
④その他、ＣＰＣが指定した業務 。

第17 条（譲渡禁止）

ＣＰＣおよび顧客は、本契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはなりません。

第18 条（免責）

1. 本提供コンテンツは、ＣＰＣが信頼できると考える情報提供者から取得されますが、その正確性、完全性についてＣＰＣは保証するものではありません。ＣＰＣは、本提供コンテンツの誤りを訂正するため自己の費用で合理的な努力を尽くしますが、ＣＰＣの責任はそのような訂正の作業および費用に限定されます。
2. ＣＰＣ（ＣＰＣへの情報提供者を含みます）は、顧客による本提供コンテンツまたは本サービスの利用によって、顧客または第三者に生じた一切の損害（直接的または間接的な損害を含みます）については、その内容、態様のいかんを問わず賠償の責任を負いません。

第19 条（本規約の変更）

ＣＰＣは、顧客の承諾を得ることなく、本規約の各条項を追加、変更または削除することができるものとします。ただし、当該変更が、本契約の目的、変更の必要性、変更内容の相当性等諸般の事情に照らして合理的なものである場合に限ります。

第20 条（管轄）

ＣＰＣと顧客との間で、本契約に基づくまたはこれに関連する訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本契約に関する準拠法は、日本法とします。

以上

（2025年2月1日制定）